

令和 7 年 度

富山県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

富山県監査委員

監 委 第 4 5 号

令和8年9月2日

富 山 県 知 事 新 田 八 朗 殿

富山県監査委員 奥 野 詠 子

富山県監査委員 井 上 学

富山県監査委員 田 中 篤 人

富山県監査委員 高 橋 正 樹

令和7年度富山県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1
項の規定に基づき、審査に付された令和7年度の健全化判断比率及び資金不
足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出する。

令和7年度富山県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

目 次

第1 審 査 の 概 要	1
第2 審 査 の 結 果	1
1 総 合 意 見	1
(1) 健全化判断比率 について	1
(2) 資金不足比率 について	2
2 個 別 意 見	2
(1) 健全化判断比率	2
(2) 資金不足比率	3

第1 審査の概要

令和7年度富山県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計における資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、富山県監査委員監査基準に準拠し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に従って適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（1）健全化判断比率について

（単位：％）

比 率 名	令和7年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	3. 7 5	5. 0 0
② 連結実質赤字比率	—	8. 7 5	1 5. 0 0
③ 実質公債費比率	1 3. 7	2 5. 0 0	3 5. 0 0
④ 将来負担比率	1 9 1. 5	4 0 0. 0 0	

「—」は、比率なし

(2) 資金不足比率について

(単位：％)

会 計 名	令和7年度	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.00
電気事業会計	—	20.00
水道事業会計	—	20.00
工業用水道事業会計	—	20.00
地域開発事業会計	—	20.00
流域下水道事業会計	—	20.00
港湾施設特別会計	—	20.00
工業用地等管理特別会計	—	20.00

「—」は、比率なし

2 個別意見

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率

令和7年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額がないことから、比率は生じていない。

② 連結実質赤字比率

令和7年度の連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額がなく、連結対象の各公営企業会計のいずれも資金の不足はないことから、比率は生じていない。

③ 実質公債費比率

令和7年度の実質公債費比率は、13.7%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率

令和7年度の将来負担比率は、191.5%となっており、早期健全化基準の400.0%を下回っている。

前年度に比べると、実質公債費比率は、0.2ポイント低下（令和6年度13.9%）、将来負担比率は、11.5ポイント低下（令和6年度203.0%）した。実質公債費比率及び将来負担比率ともに改善が見られるが、今後とも県財政は、厳しい状況が続くと見込まれることから、引き続き財政の健全化に努められたい。

（2）資金不足比率

令和7年度の各公営企業会計の資金不足比率は、病院事業会計、電気事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、地域開発事業会計、流域下水道事業会計、港湾施設特別会計及び工業用地等管理特別会計の全ての公営企業会計で資金に剰余があり、いずれの会計も資金の不足はないことから、比率は生じていない。